

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○有害図書類の指定	（共同参画社会推進課）	一
○農用地利用配分計画の認可	（農業振興課）	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）		
○道路の区域変更（二件）	（水産林政総務課）	二
○道路の供用開始	（道路課）	二
○海岸保全区域の変更（二件）	（河川課）	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	三
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	六
○都市計画変更案の縦覧	（都市計画課）	八
○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所についての届出	（同）	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（同）	九
○土地改良区の定款変更の認可（二件）	（東部地方振興事務所）	九
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（同）	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（情報政策課）	一〇
○政治団体の届出		一一
○政治団体の届出事項の異動届		一一
○政治団体の解散届		一一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分）		一一

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分（令和元年分））
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和二年分）
○資金管理団体の指定取消し等の届出

告 示

○宮城県告示第七百五十一号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	絶対恋愛Sweet 2020 9 15557109	笠倉出版社
二	雑 誌	無敵恋愛S*girl 2020 10月号 08577110	ぶんか社
三	雑 誌	恋愛白書バステル 2020 10 OCT. 19625110	宙おおぞら出版
四	雑 誌	Young Love Comica 9 2020 September 18815109	宙おおぞら出版
五	雑 誌	Dear+ 2020 Sept. 16567109	株式会社新書館
六	雑 誌	裏モノJAPAN 2020 10 01805110	株式会社鉄人社
七	書 籍	特ダネTABOO! 太陽直下エロス爆発号 28 ISBN97814189212139612	株式会社インテルフイ
八	雑 誌	封印発禁T.V.S.P vol. 6 68543112	株式会社大洋図書
九	雑 誌	実話ナックルズウルトラ VOL. 09 68542197	株式会社大洋図書
十	雑 誌	ブラック片付けSP 65584160	株式会社竹書房

二 指定理由

図書類の内容が、一から八の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、九の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、十の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百五十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年九月十八日

○宮城県告示第七百五十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県第 百六十二 加入区	区 域 平成十九年宮 城県告示第 百十八号(漁 業災害補償 法)に基づく 加入区に属 する区域	同意成立の 届出年月日 令和二年九 月十二日	発起人の住所及び氏名 石巻市小網倉浜安藤沢 九十二番 大壁 欣也 石巻市清水田浜藤森山 三十一番 阿部 豊	養殖業の種類 漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九号 第三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	区域内特定 養殖業者数 十人
----------------------------	--	---------------------------------	---	--	----------------------

○宮城県告示第七百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
A	前	九・九	九・九	六八〇・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	後	一七・三	一七・三			
B	前	一八・九	一八・九	四六八・〇		
	後	一八・九	一八・九			
C	前	一六・〇	一六・〇	四八八・〇		
	後	一六・〇	一六・〇			
A	前	一一・九	一一・九	七五〇・〇		
	後	一一・九	一一・九			
B	前	九・五	九・五	四四〇・〇		
	後	九・五	九・五			
C	前	一〇・一	一〇・一	二六四・〇		
	後	一〇・一	一〇・一			

○宮城県告示第七百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間						変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市大谷川浜小浜山二番六地先から 同市大谷川浜二重坂七番四地先まで						A	五・五 二九・七	四二〇・〇	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
前			後			C	一・一・六 三五・七	四二六・〇	
A			B			A	一・一・六 三五・七	四二六・〇	
B			C			B	一一・六 三五・七	四二六・〇	
C			A			C	一三・四 七八・九	九二〇・〇	

○宮城県告示第七百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市鮎川浜向田無番地先から 同市鮎川浜ママノ上六番一地先まで	令和二年 九月十八日

○宮城県告示第七百五十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百六十七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	海岸の名称			指定区域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	大分類	中分類	小分類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	三陸南沿	本吉海岸	沖の田地 区海岸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
基点A点	基点B点	基点C点	基点D点	基点E点	基点F点	基点G点	基点H点	基点I点	基点J点	基点K点	基点L点	基点M点	基点N点	基点O点	基点P点	基点Q点	基点R点	基点S点	基点T点	基点U点	基点V点	基点W点	基点X点	基点Y点	基点Z点	基点AA点	基点AB点	基点AC点	基点AD点	基点AE点	基点AF点	基点AG点	基点AH点	基点AI点	基点AJ点	基点AK点	基点AL点	基点AM点	基点AN点	基点AO点	基点AP点	基点AQ点	基点AR点	基点AS点	基点AT点	基点AU点	基点AV点	基点AW点	基点AX点	基点AY点	基点AZ点	基点BA点	基点BB点	基点BC点	基点BD点	基点BE点	基点BF点	基点BG点	基点BH点	基点BI点	基点BJ点	基点BK点	基点BL点	基点BM点	基点BN点	基点BO点	基点BP点	基点BQ点	基点BR点	基点BS点	基点BT点	基点BU点	基点BV点	基点BW点	基点BX点	基点BY点	基点BZ点	基点CA点	基点CB点	基点CC点	基点CD点	基点CE点	基点CF点	基点CG点	基点CH点	基点CI点	基点CJ点	基点CK点	基点CL点	基点CM点	基点CN点	基点CO点	基点CP点	基点CQ点	基点CR点	基点CS点	基点CT点	基点CU点	基点CV点	基点CW点	基点CX点	基点CY点	基点CZ点	基点DA点	基点DB点	基点DC点	基点DD点	基点DE点	基点DF点	基点DG点	基点DH点	基点DI点	基点DJ点	基点DK点	基点DL点	基点DM点	基点DN点	基点DO点	基点DP点	基点DQ点	基点DR点	基点DS点	基点DT点	基点DU点	基点DV点	基点DW点	基点DX点	基点DY点	基点DZ点	基点EA点	基点EB点	基点EC点	基点ED点	基点EE点	基点EF点	基点EG点	基点EH点	基点EI点	基点EJ点	基点EK点	基点EL点	基点EM点	基点EN点	基点EO点	基点EP点	基点EQ点	基点ER点	基点ES点	基点ET点	基点EU点	基点EV点	基点EW点	基点EX点	基点EY点	基点EZ点	基点FA点	基点FB点	基点FC点	基点FD点	基点FE点	基点FF点	基点FG点	基点FH点	基点FI点	基点FJ点	基点FK点	基点FL点	基点FM点	基点FN点	基点FO点	基点FP点	基点FQ点	基点FR点	基点FS点	基点FT点	基点FU点	基点FV点	基点FW点	基点FX点	基点FY点	基点FZ点	基点GA点	基点GB点	基点GC点	基点GD点	基点GE点	基点GF点	基点GG点	基点GH点	基点GI点	基点GJ点	基点GK点	基点GL点	基点GM点	基点GN点	基点GO点	基点GP点	基点GQ点	基点GR点	基点GS点	基点GT点	基点GU点	基点GV点	基点GW点	基点GX点	基点GY点	基点GZ点	基点HA点	基点HB点	基点HC点	基点HD点	基点HE点	基点HF点	基点HG点	基点HH点	基点HI点	基点HJ点	基点HK点	基点HL点	基点HM点	基点HN点	基点HO点	基点HP点	基点HQ点	基点HR点	基点HS点	基点HT点	基点HU点	基点HV点	基点HW点	基点HX点	基点HY点	基点HZ点	基点IA点	基点IB点	基点IC点	基点ID点	基点IE点	基点IF点	基点IG点	基点IH点	基点II点	基点IJ点	基点IK点	基点IL点	基点IM点	基点IN点	基点IO点	基点IP点	基点IQ点	基点IR点	基点IS点	基点IT点	基点IU点	基点IV点	基点IW点	基点IX点	基点IY点	基点IZ点	基点JA点	基点JB点	基点JC点	基点JD点	基点JE点	基点JF点	基点JG点	基点JH点	基点JI点	基点JJ点	基点JK点	基点JL点	基点JM点	基点JN点	基点JO点	基点JP点	基点JQ点	基点JR点	基点JS点	基点JT点	基点JU点	基点JV点	基点JW点	基点JX点	基点JY点	基点JZ点	基点KA点	基点KB点	基点KC点	基点KD点	基点KE点	基点KF点	基点KG点	基点KH点	基点KI点	基点KJ点	基点KK点	基点KL点	基点KM点	基点KN点	基点KO点	基点KP点	基点KQ点	基点KR点	基点KS点	基点KT点	基点KU点	基点KV点	基点KW点	基点KX点	基点KY点	基点KZ点	基点LA点	基点LB点	基点LC点	基点LD点	基点LE点	基点LF点	基点LG点	基点LH点	基点LI点	基点LJ点	基点LK点	基点LL点	基点LM点	基点LN点	基点LO点	基点LP点	基点LQ点	基点LR点	基点LS点	基点LT点	基点LU点	基点LV点	基点LW点	基点LX点	基点LY点	基点LZ点	基点MA点	基点MB点	基点MC点	基点MD点	基点ME点	基点MF点	基点MG点	基点MH点	基点MI点	基点MJ点	基点MK点	基点ML点	基点MN点	基点MO点	基点MP点	基点MQ点	基点MR点	基点MS点	基点MT点	基点MU点	基点MV点	基点MW点	基点MX点	基点MY点	基点MZ点	基点NA点	基点NB点	基点NC点	基点ND点	基点NE点	基点NF点	基点NG点	基点NH点	基点NI点	基点NJ点	基点NK点	基点NL点	基点NM点	基点NN点	基点NO点	基点NP点	基点NQ点	基点NR点	基点NS点	基点NT点	基点NU点	基点NV点	基点NW点	基点NX点	基点NY点	基点NZ点	基点OA点	基点OB点	基点OC点	基点OD点	基点OE点	基点OF点	基点OG点	基点OH点	基点OI点	基点OJ点	基点OK点	基点OL点	基点OM点	基点ON点	基点OO点	基点OP点	基点OQ点	基点OR点	基点OS点	基点OT点	基点OU点	基点OV点	基点OW点	基点OX点	基点OY点	基点OZ点	基点PA点	基点PB点	基点PC点	基点PD点	基点PE点	基点PF点	基点PG点	基点PH点	基点PI点	基点PJ点	基点PK点	基点PL点	基点PM点	基点PN点	基点PO点	基点PP点	基点PQ点	基点PR点	基点PS点	基点PT点	基点PU点	基点PV点	基点PW点	基点PX点	基点PY点	基点PZ点	基点QA点	基点QB点	基点QC点	基点QD点	基点QE点	基点QF点	基点QG点	基点QH点	基点QI点	基点QJ点	基点QK点	基点QL点	基点QM点	基点QN点	基点QO点	基点QP点	基点QQ点	基点QR点	基点QS点	基点QT点	基点QU点	基点QV点	基点QW点	基点QX点	基点QY点	基点QZ点	基点RA点	基点RB点	基点RC点	基点RD点	基点RE点	基点RF点	基点RG点	基点RH点	基点RI点	基点RJ点	基点RK点	基点RL点	基点RM点	基点RN点	基点RO点	基点RP点	基点RQ点	基点RR点	基点RS点	基点RT点	基点RU点	基点RV点	基点RW点	基点RX点	基点RY点	基点RZ点	基点SA点	基点SB点	基点SC点	基点SD点	基点SE点	基点SF点	基点SG点	基点SH点	基点SI点	基点SJ点	基点SK点	基点SL点	基点SM点	基点SN点	基点SO点	基点SP点	基点SQ点	基点SR点	基点SS点	基点ST点	基点SU点	基点SV点	基点SW点	基点SX点	基点SY点	基点SZ点	基点TA点	基点TB点	基点TC点	基点TD点	基点TE点	基点TF点	基点TG点	基点TH点	基点TI点	基点TJ点	基点TK点	基点TL点	基点TM点	基点TN点	基点TO点	基点TP点	基点TQ点	基点TR点	基点TS点	基点TT点	基点TU点	基点TV点	基点TW点	基点TX点	基点TY点	基点TZ点	基点UA点	基点UB点	基点UC点	基点UD点	基点UE点	基点UF点	基点UG点	基点UH点	基点UI点	基点UJ点	基点UK点	基点UL点	基点UM点	基点UN点	基点UO点	基点UP点	基点UQ点	基点UR点	基点US点	基点UT点	基点UU点	基点UV点	基点UW点	基点UX点	基点UY点	基点UZ点	基点VA点	基点VB点	基点VC点	基点VD点	基点VE点	基点VF点	基点VG点	基点VH点	基点VI点	基点VJ点	基点VK点	基点VL点	基点VM点	基点VN点	基点VO点	基点VP点	基点VQ点	基点VR点	基点VS点	基点VT点	基点VU点	基点VV点	基点VW点	基点VX点	基点VY点	基点VZ点	基点WA点	基点WB点	基点WC点	基点WD点	基点WE点	基点WF点	基点WG点	基点WH点	基点WI点	基点WJ点	基点WK点	基点WL点	基点WM点	基点WN点	基点WO点	基点WP点	基点WQ点	基点WR点	基点WS点	基点WT点	基点WU点	基点WV点	基点WW点	基点WX点	基点WY点	基点WZ点	基点XA点	基点XB点	基点XC点	基点XD点	基点XE点	基点XF点	基点XG点	基点XH点	基点XI点	基点XJ点	基点XK点	基点XL点	基点XM点	基点XN点	基点XO点	基点XP点	基点XQ点	基点XR点	基点XS点	基点XT点	基点XU点	基点XV点	基点XW点	基点XX点	基点XY点	基点XZ点	基点YA点	基点YB点	基点YC点	基点YD点	基点YE点	基点YF点	基点YG点	基点YH点	基点YI点	基点YJ点	基点YK点	基点YL点	基点YM点	基点YN点	基点YO点	基点YP点	基点YQ点	基点YR点	基点YS点	基点YT点	基点YU点	基点YV点	基点YW点	基点YX点	基点YY点	基点YZ点	基点ZA点	基点ZB点	基点ZC点	基点ZD点	基点ZE点	基点ZF点	基点ZG点	基点ZH点	基点ZI点	基点ZJ点	基点ZK点	基点ZL点	基点ZM点	基点ZN点	基点ZO点	基点ZP点	基点ZQ点	基点ZR点	基点ZS点	基点ZT点	基点ZU点	基点ZV点	基点ZW点	基点ZX点	基点ZY点	基点ZZ点

釜谷	猪落2号沢	猪落1号沢	女川浜日蔵	日蔵の沢	清水沢	清水沢2	分浜沢1	水浜の沢	水浜向	水浜沢	水浜沢	小沢沢3	小沢沢2	上雄勝沢	下雄勝沢	東ノ沢	姫ヶ沢	立坂沢	中の沢1号
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市釜谷字韭島、西宮山、山根（次の図のとおり）	牡鹿郡女川町針浜字猪落（次の図のとおり）	図のとおり	牡鹿郡女川町女川浜字日蔵、新田、日蔵第二、清水三丁目（次の図のとおり）	牡鹿郡女川町女川浜字日蔵、新田、日蔵第二（次の図のとおり）	牡鹿郡女川町女川浜字日蔵、大原、清水一丁目（次の図のとおり）	牡鹿郡女川町女川浜字日蔵、大原、清水一丁目（次の図のとおり）	石巻市雄勝町分浜字分浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町水浜字水浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町水浜字水浜、向（次の図のとおり）	石巻市雄勝町水浜字向、水浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町水浜字小沢、寺、上雄勝三丁目（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字小沢、上雄勝三丁目（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝、寺、上雄勝一丁目、二丁目、三丁目（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝、下雄勝一丁目、三丁目（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝、下雄勝、下雄勝一丁目（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝、下雄勝、下雄勝一丁目、三丁目（次の図のとおり）	石巻市雄勝町立浜字立浜、天神（次の図のとおり）	石巻市雄勝町船越字天王山（次の図のとおり）	石巻市雄勝町船越字天王山（次の図のとおり）

水浜の2	水浜	船戸	唐桑	小沢	上雄勝の2	大須の5	大須の4	大須の2	大須の1	石峯山	天王山の2	天王山	小泊	船越	清水	西宮山の2	西宮山の1	三本倉	間垣	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
石巻市雄勝町水浜字水浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町水浜字水浜（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字船戸神明、寺（次の図のとおり）	図のとおり	石巻市雄勝町雄勝字小沢（次の図のとおり）	石巻市雄勝町雄勝字小沢、上雄勝、寺、上雄勝一丁目、二丁目、三丁目（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大須字大須、船隠（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大須字船隠（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大須字大須（次の図のとおり）	石巻市雄勝町大須字大須（次の図のとおり）	石巻市雄勝町船越字石峯山、天王山（次の図のとおり）	石巻市雄勝町船越字天王山、石峯山（次の図のとおり）	石巻市雄勝町船越字船越、天王山（次の図のとおり）	石巻市雄勝町船越字小泊、船越（次の図のとおり）	石巻市雄勝町船越字船越、清水、天王山（次の図のとおり）	石巻市雄勝町船越字清水（次の図のとおり）	石巻市釜谷字西宮山（次の図のとおり）	石巻市釜谷字西宮山（次の図のとおり）	石巻市長面字三本倉、大入山（次の図のとおり）	石巻市針岡字山下、昭和（次の図のとおり）	石巻市針岡字山下、昭和（次の図のとおり）

堀切	塚浜の6	塚浜の5	塚浜の4	塚浜の3	塚浜の2	大原の2	日蔵	分浜の4	呉壺の2	呉壺の1	唐桑の2	大須の6	船越の4	船越の3	船越の2	船越の1	清水の2	寺	分浜の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宿浜字十二神(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切、荒立、浦浜(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜、飯子浜字夏浜(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町女川浜字大原、大原(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町女川浜字日蔵、清水二丁目(次の図のとおり)	石巻市雄勝町分浜字分浜(次の図のとおり)	石巻市雄勝町雄勝字呉壺(次の図のとおり)	石巻市雄勝町雄勝字呉壺(次の図のとおり)	石巻市雄勝町雄勝字唐桑(次の図のとおり)	石巻市雄勝町大須字大須(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字小泊、船越(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字石峰山、天王山(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字天王山(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字天王山(次の図のとおり)	石巻市雄勝町船越字清水(次の図のとおり)	石巻市雄勝町雄勝寺(次の図のとおり)	石巻市雄勝町分浜字分浜(次の図のとおり)

大原	大原の4	猪落の1	高白	十二神の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
牡鹿郡女川町女川浜字大原(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町女川浜字大原、大原(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町針浜字猪落、唐松(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町高白浜字崎山、高白(次の図のとおり)	牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神、小屋ノ口(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
新町沢	土石流	石巻市釜谷字韭島、西宮山、山根(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
船越沢2	土石流	石巻市雄勝町船越字船越、小泊(次の図のとおり)	
小測沢	土石流	石巻市雄勝町雄勝字小測、寺、上雄勝一丁目、二丁目、三丁目(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画公園

2 名称

九・五・一号石巻南浜津波復興祈念公園

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

なし

2 廃止しようとする土地の区域

石巻市 雲雀野町一丁目の一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

令和二年九月十八日から令和二年十月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七百六十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、市街地再開発組合からその理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 市街地再開発組合の名称

古川七日町西地区市街地再開発組合

二 事務所所在地

大崎市古川七日町八番三十二号

三 理事長の氏名及び住所

氏名 佐々木 愛 一

住 所 大崎市古川中里一丁目六番二十四号

○宮城県告示第七百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

多賀城市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年二月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「昭和五十年二月二十一日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第七百六十四号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年九月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年九月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 佐 藤 靖

○宮城県告示第七百六十五号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二

項の規定により、令和二年九月十一日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
 地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年九月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐藤 靖

○宮城県告示第七百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鳴瀬土地改良区役
 員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年九月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐藤 靖

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年九月七日	横山 徹	東松島市川下字茗荷沢百六番地	理事
令和二年九月七日	安倍 民夫	東松島市牛網字駅前一丁目五十一番地四	理事
令和二年九月七日	梅森 勤一	東松島市上下堤字中谷地六十九番地	理事
令和二年九月七日	小野 幸男	東松島市宮戸字大浜台七番地二	理事
令和二年九月七日	佐々木 勝美	東松島市牛網字新下村松十六番地	理事
令和二年九月七日	伊藤 儀則	東松島市高松字寺前百九番地	理事
令和二年九月七日	八木 登喜雄	東松島市小野字町六十六番地	理事
令和二年九月七日	高橋 隆一	東松島市川下字宿浦七十番地	理事
令和二年九月七日	安住 高司	東松島市上下堤字洞前三十四番地	監事
令和二年九月七日	及川 善啓	東松島市小野字新欠下十五番地	監事

令和二年九月七日

鹿野 義博

東松島市小野字町三十八番地

監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年九月六日	横山 徹	東松島市川下字茗荷沢百六番地	理事
令和二年九月六日	安倍 民夫	東松島市牛網字駅前一丁目五十一番地四	理事
令和二年九月六日	梅森 勤一	東松島市上下堤字中谷地六十九番地	理事
令和二年九月六日	小野 幸男	東松島市宮戸字大浜台七番地二	理事
令和二年九月六日	佐々木 勝美	東松島市牛網字新下村松十六番地	理事
令和二年九月六日	伊藤 儀則	東松島市高松字寺前百九番地	理事
令和二年九月六日	八木 登喜雄	東松島市小野字町六十六番地	理事
令和二年九月六日	内海 行悦	東松島市大塚字大塚十番地	理事
令和二年九月六日	安住 高司	東松島市上下堤字洞前三十四番地	監事
令和二年九月六日	高橋 隆一	東松島市川下字宿浦七十番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品等又は特定職務の名称及び数量 給与支給システム開発等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年九月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日進サイエンティア 東京都品川区南大井

選挙管理委員会

- 六丁目二十六番二号
- 五 落札金額 四八二、五〇〇、〇〇〇円(税抜)
- 六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年七月二十一日

○宮選管告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

自由民主党宮城県仙台市若林区第一支部 渡邊 勝幸 香野 朋広 仙台市若林区河原町一七二二九 令和二年八月二十日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

ふるさと宮城会 佐藤わか子 佐々木奈津江 仙台市青葉区二日町二一 令和二年八月二十八日
 宮城県改革協議会 沼沢 真也 枅 和也 仙台市青葉区本町三一六一五 令和二年八月二十八日

○宮選管告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党塩釜市支 佐藤 光樹 主たる事務所の所在地 塩釜市北浜一〇一三 令和二年八月一日
 自由民主党利府町支 吉岡伸二郎 代表者の氏名 吉岡伸二郎 櫻井 正人 令和二年八月八日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

佐藤のりお後援会 中川 壽一 会計責任者の氏名 熊谷 茂 熊谷 正臣 令和二年八月一日
 村上のぼる後援会 庄司 恒雄 会計責任者の氏名 佐山 秀男 二瓶 齋 令和二年四月一日

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和二年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日
 大友喜助後援会 菊池 五郎 令和二年八月十日
 渡辺しゅうじゅ後援会 渡辺 庄寿 令和元年十二月三十一日

○宮選管告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(資金管理団体)

渡辺しゅうじゅ後援会

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 庄寿
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員
 報告年月日 2. 8. 11 (1. 12. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

○宮選管告示第九十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和二年九月十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）
 渡辺しょうじゅ後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 庄寿
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員
 報告年月日 2. 8. 11 (1. 12. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

（その他の政治団体）
 大友喜助後援会
 報告年月日 2. 1. 4 (2. 8. 10解散)
 1 収入総額 10,501
 前年繰越額 10,501
 2 支出総額 0

○宮選管告示第九十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 令和二年九月十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

（その他の政治団体）
 大友喜助後援会
 政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）
 報告年月日 2. 8. 11 (2. 8. 10解散)

1 収入総額 10,501
 前年繰越額 10,501
 2 支出総額 10,501
 3 支出の内訳
 経常経費 10,501
 備品・消耗品費 10,501

○宮選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。
 令和二年九月十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出
 資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日
 渡辺 庄寿 渡辺しょうじゅ後援会 令和元年十二月三十一日